

障がい児に対する福祉サービスの概要



児童福祉法

【障害児通所支援】 医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須条件ではない。

①児童発達支援

療育の必要性があると認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

★9事業所（平成28年10月1日現在）

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児に児童発達支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等の支援を行う。17事業所（平成28年10月1日現在）

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための支援を行う。

①児童発達支援

療育の必要性があると認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

★9事業所（平成28年10月1日現在）

③放課後等デイサービス

学校（幼稚園、大学を除く）通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等の支援を行う。

★17事業所（平成28年10月1日現在）